

令和6年度 第1回

村上市国民健康保険運営協議会資料

令和6年5月23日

会場 村上市役所4階 大会議室

令和6年度 第1回村上市国民健康保険運営協議会
会 議 次 第

日 時 令和6年 5月23日(木)
午前10時00分
会 場 村上市役所4階 大会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 挨拶
- 4 出席委員数の報告
- 5 委員及び職員紹介
- 6 事務局説明
・運営協議会に関する審議事項等 …… 資料1
- 7 会長及び会長職務代行者の選出
(1) 会 長 _____
(2) 会長職務代理者 _____
- 8 会議録署名委員の指名
- 9 報 告
(1) 村上市国民健康保険税条例の一部改正について …… 資料2
(2) 村上市国民健康保険税条例施行規則の一部改正について …… 資料3
- 10 その他
令和6年度運営協議会の開催は、本日のほか、11月中旬と1月中旬の2回を予定しています。後日改めてご案内いたします。

【関係法令等抜粋】

国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三

項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

村上市国民健康保険条例

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、村上市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会の委員の定数）

第2条の2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

(1) 被保険者を代表する委員 3人

- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人
(委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

村上市国民健康保険運営協議会規則

平成20年4月1日 規則第105号

(趣旨)

第1条 この規則は、村上市国民健康保険条例（平成20年村上市条例第157号）第3条の規定に基づき、村上市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会に付議すべき事件は、会長があらかじめ委員に通知する。ただし、緊急やむを得ない理由のあるときは、この限りでない。

(会議)

第3条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは会長が決定する。

(書記)

第4条 協議会に書記を置き、会長の指揮を受け、庶務に従事する。

(会議録)

第5条 会長は、書記に会議録を作成させなければならない。

- 2 会議録は、議事のてん末のほか、会長が必要と認めた事項を記載し、あらかじめ定めた委員が署名しなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

村上市国民健康保険税条例の一部改正について

【改正理由】

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第 136 号)が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることから所要の改正を行うもの。

【改正内容】

- (1) 後期高齢者支援金分等課税額に係る課税限度額を24万円(改定前22万円)に引き上げる。
- (2) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を29万5千円(改正前29万円)、2割軽減の対象となる世帯の軽減所得の算定において被保険者数に乘すべき金額を54万5千円(現行53万5千円)に引き上げる。

【施行期日】

令和6年4月1日

【その他】

令和6年3月30日付けで専決処分を行いました。
また、令和6年村上市議会第2回定例会において承認を得る予定。

参考

【保険税率】

区 分	改定のない部分			改定部分	
	所得割率	均等割額	世帯平等割額	令和5年度	令和6年度
				賦課限度額	
	加入者の基準 総所得金額に 乗じる率	加入者 1人あたり	1世帯あたり	保険税の上限	
医療保険分： 加入者全員 (医療費の支払いに充てる分)	7.45%	23,000円	16,400円	65万円	65万円
後期高齢者支援金分： 加入者全員 (後期高齢者医療制度支援分)	2.8%	12,300円	—	<u>22万円</u>	<u>24万円</u>
介護納付金分： 40歳～64歳の加入者 (介護保険制度支援分)	2.6%	14,600円	—	17万円	17万円

【軽減判定所得】

軽減割合	改正後	改正前
7割軽減	基礎控除額 (43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額 (43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減	基礎控除額 (43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>29.5万円</u> ×被保険者数	基礎控除額 (43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>29万円</u> ×被保険者数
2割軽減	基礎控除額 (43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>54.5万円</u> ×被保険者数	基礎控除額 (43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>53.5万円</u> ×被保険者数

村上市国民健康保険税条例施行規則の一部改正について

【改正内容】

国民健康保険税納税通知書兼特別徴収開始(停止)通知書裏面記載の賦課限度額のうち、地方税法施行令の一部改正により後期高齢者支援金分が「22万円」から「24万円」に引き上げられたことに伴い、別紙のとおり様式の改正を行う。

(資料3の条例改正に伴う様式の改正)